

建設時評

街

東北大大学 災害科学国際研究所
准教授 平野勝也

女川は流されたのではない
新しい女川に生まれ変わるんだ
人々は負けずに待ち続ける
新しい女川に住む喜びを感じるために

震災後、当時小学校6年生だった佐藤柚希（ゆづき）さんが書いた詩だ。皆の琴線に触れたこの詩は、最初の二行が横断幕となり高台に掲げられ、女川の復興を見守りそして励まし続けてきた。

あの日から7年が経った。ようやく、復興事業は仕上げの段階に入った。長い道のりではあったが、女川では「負けずに待ち続け」た人々に、既に95%以上の自力再建住宅用地・災害公営住宅が引き渡されている。人々は果たして「喜びを感じ」ているだろうか。当事者のひとりとしては気が気でない。ただ、女川の人の素朴でひたむきで美しい姿を見るにつけ、こちらが元気をもらっているのは確かではあるのだが。

* * *

今や「復興の優等生」とか「復興のトップランナー」などとも言われる女川であるが、中心街の復興事業にも様々な苦難があった。住宅は東日本大震災クラスの津波に襲われない高さに再建したい。被災者の自然な感情だ。しかし女川の地形では、そのためには大規模

な造成が必要であり、とても時間がかかる。被災地各地で、一刻も早い住宅の再建が叫ばれる中で、女川は別の選択をした。いや、別の選択をせざるを得なかったとも言える。それは、まず基幹産業である水産加工工場が一刻も早く再建できるよう、水産加工団地は嵩上げ等をせず原位置で早急な復旧を目指す。住宅用地の造成とともに出てくる残土で嵩上げをし、次に中心市街地（商業地）を作る。最後に住宅地と公園などを仕上げ、復興のハード部分を完了させると言うものだ。いわば住宅地の造成にかかる時間を逆手に取った戦略で、おおよそ多くの被災自治体とは逆の順番である。とはいって、比較的規模の大きい公営住宅を水産加工団地に負けないくらい初期に作り、本当に急ぐ被災者に提供したのもまた事実である。それは、被災していない高台の三種公認の陸上競技場を、震災前から合宿などで大いに活用されていた施設であるにも関わらず、丸々災害公営住宅用地にあてたと言う英断の賜物である。

そんな女川町の復興に通底しているのは、事業制度とは関係なく、総合的に「街」を見ていることだろう。街が街であるためには、生業がなければならない。だから水産加工団地を最優先とした女川の順番こそ正しい順番なのかもしれないとも思える。自宅の再建を待たされ仮設住宅に住んだまま迎えた女川駅の再開、商業施設の街開きだったが、そこを訪れた女川町民の溢れんばかりの笑顔を思い出すと、愛する街が復興する姿は皆を勇気付けることもよくわかった。町民にとっても、街の復興と住宅の再建は表裏一体で不可分なものなのではないだろうか。

* * *

日本は資本主義国家である。財産権を広く認め、財産を持つことで得られる利益を独占的に所有者が享受できる国である。これは裏を返せば財産を持つことで被った損害も独占的に所有者が対応する責任があると言うことだ。しかるに、以前小欄でも述べたとおり私有財産の自然災害による損害を公費で補填することは原則行われないし、資本主義を厳密

に考えれば、それは「すべきでない」とまで言えることではある。

しかし、津波により海沿いの水産加工団地が壊滅し、地域全体の産業が立ち行かなくなれば、それは私有財産と言うよりは、地域全体の財産と言う性格が強いはずであるのだが、私有財産であると言う理由から、グループ補助制度ができるまで行政は何も手出しができなかった。そんな中での例外が住宅である。住宅は「衣食住」と言われるように人間生活の基本であり、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の一翼を担うべく、従前より公営住宅等の整備も行われてきた。今回の復興においても、宅地の造成費用、新しい住宅を建設する際の「利子」（元本分は補助しないことで資本主義原理を貫いている）、仮設住宅からの移転費用、移転元地の買い取り、公営住宅の建設など、住宅に関しては多くの公金が投入されている。

ともあれ、そうした住宅の重要性が復興事業を主導してきた。高台移転で基本となった防災集団移転促進事業も災害の危険性が高い地域を「災害危険区域」に設定し、公費で造成した土地に、住宅を移転する事業である。今回の復興においては、概ね被害を受けた地域を災害危険区域に設定し、そこから住宅を高台に移転させる。逆にいえば住宅以外は移転の対象とならないことになる。街は住宅だけでできているわけではないのだが、住宅だけが街から切り取られて高台に移ることになったのだ。

小さな集落でもともと住宅しかなければ問題ないかといえばそうでもない。例えば、山裾に家屋10軒ひとかたまりの集落があり、比較的標高の低い5軒のみが被災したとしよう。被災していない5軒と密接につながる適切な移転先がなければ、その5軒分だけどこか別の高台に移転し、元々の小さな集落をさらに小さく分割してしまうことになる。他にも、山の方の行き止まりのところに住宅だけ作って、その街は、街として持続可能なのだろうかと言う疑問の湧く移転地も多い。

おまけに被災者が家の隣に畠を持っていても、高台に畠分の土地は造成されないし、

100坪に制限された高台の宅地では、とても大きな漁具倉庫は置く訳にはいかない。さらには、都会から若者が新たに漁師になろうと集落にやってきてても、住む場所はない。低平地は災害危険区域で住宅は建設できないし、最もたやすく造成できる高台はもちろん集団移転先として使われており、被災者分しか造成されておらず土地は余っていない。集団移転事業の対象にならなかったような急峻な地形を、自ら大規模造成しなければ住むところは無いのだ。人口増加が事実上できないような籠（たが）をはめておいて、どうして復興と呼べるのだろう。

* * *

様々な復興の姿を見てまわるたびに、東日本大震災の津波被害からの復興事業制度に欠落していたのは「街」の復興と言う視点だと改めて思う。津波被災自治体の多くで、住宅の重要性を考えるあまり、もしくは制度がそうなっているために、「街」という人がよりよく生きるためにシステムを看過してしまったように思える。復興事業制度の中で唯一、漁業集落防災機能強化事業は住宅ではなく集落の防災機能強化を行う事業であるため、漁具倉庫など漁業に関わるものであれば、その分の用地などが高台に造成可能であった。いわば「街」の視点を持ちうる事業制度であったが、この制度では高台移転および自宅の再建時に、利子補給や元地買取といった被災者支援を実施することができないため、今回の復興では限定的な採用となったことは残念である。

何れにせよ、復興すべきは、住宅ではなく「街」であるはずだ。生業や生活を住居と同様に、考えて行く必要がある。復興事業の最後の仕上げとともに、次の津波災害に向けて、大いに反省し、私有財産の壁を正しく超えるための新しい概念を含めて適切な制度も作っていかなければならない。それが復興を目の当たりにしてきた当事者のひとりとしての責任である。